

宇情審答申第4号  
平成11年2月19日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 佐藤 幸治

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年9月25日付け10宇企職第479号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

宇治市長の4月及び5月分の給与支払明細書の控に係る情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

実施機関は、市長の4月及び5月分の給与支払明細書の控えの「本給」、「調整手当」、「支給額計」及び「旅費」に係る部分を公開すべきである。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成10年6月18日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し「宇治市長の4月及び5月分の給料明細書の写し」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、「宇治市長の4月及び5月分の給料支払明細書の控え」（以下「本件文書」という。）を請求内容に該当する文書とし、同年7月1日、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

### 3 異議の申立て

平成10年8月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

### 2 主張

(1) 異議申立書は、別紙1のとおり。

(2) 意見書は、別紙2のとおり。

## 第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙3のとおり。

## 第5 判断

### 1 基本的考え方

条例の解釈及び運用は、市民の権利を十分に尊重し、原則公開の立場に立って厳正に行わなければならないことは言うまでもないが、公開請求された情報の性質によっては、やむを得ず非公開とせざるを得ない場合もある。特に個人

に関する情報については、公開の可否の判断に際し慎重に取扱う配慮が必要である。

当審査会は、以上のことを十分に踏まえた上で、本件文書を公開すべきかどうかを判断するものである。

## 2 本件文書の条例第6条第2号の該当性について

市長の給与支払明細書は、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）等の規定に基づき支給される給料、諸手当等の内容についての明細を一枚の帳票にまとめたものである。当該文書には、次の諸項目の欄等が設けられており、それぞれ該当する欄等に金額等が記載されている。

支給対象の年月、氏名、職員コード、受領印、配付番号、総支給額、総控除額、現金支給額、本給、調整手当、扶養手当、管理職手当、時間外手当、深夜勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、管理特勤手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、その他支給、支給額計、長期掛金、短期掛金、その他引去り、課税対象額、所得税、住民税、市共済、労金積立金、職組金、購買1、その他引去り、医療費付加金、通勤手当、旅費、その他支給、特別減税額、差引支給額、市町村・公立、購買2、市共済貸付、労金、財形貯蓄、生命保険料、勤労貸付、市町村積立、口座振込1、口座振込2、控除額計及び現金支給額。

当該文書が、特定の個人が識別され得るものであることは言うまでもない。

また、当該文書は、その記載されている諸項目等から、一般に、個人の最も基礎的な収入、支出状況が確認することができるものであり、当該個人の生活全般が推察され得る情報が記載されているものである。

このような情報は、当然、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報である。

しかし、市長の収入である給料、諸手当等については、条例により明らかにされているところである。

また、市長は、「市職員給与等の公表」を市政だよりに掲載し、期末・勤勉手当について報道機関へ連絡を行い、さらに予算審議資料「予算に関する資料」の一つである給与費明細書を市民の閲覧に供するなどして、自らの収入に係る情報を広く市民に提供する姿勢をとっている。その他、政治倫理の確立のための宇治市長の資産等の公開に関する条例（平成7年宇治市条例第29号）により、市長の資産等の状況についても明らかにしている。

以上述べたような市長の収入に係る情報について既に明らかにされてきている状況を考慮すれば、当該情報は、もはや通常他人に知られたくないと望むことが正当であるものとはいえない。

なお、本件文書は、条例第6条第2号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないことは言うまでもない。

以上により、本件文書における市長の収入に係る部分である「本給」、「調整手当」、「支給額計」及び「旅費」は、条例第6条第2号に該当しないものと判断する。

## 第6 結語

よって結論のとおり答申する。